

長野県上伊那広域水道用水企業団職員旅費規程

〔昭和 55 年 4 月 1 日〕
規 程 第 7 号

改正 昭和 61 年 4 月 1 日規程第 1 号
平成 2 年 7 月 9 日規程第 1 号
平成 11 年 3 月 24 日規程第 1 号
平成 12 年 6 月 19 日規程第 2 号
平成 18 年 3 月 31 日規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この旅費規程は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 9 条第 2 号の規定により、公務のために旅行する職員等に対する旅費について、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の額、支給方法等の準用規定)

第 2 条 旅費の額、支給方法等については、この規程で特に定めるもののほか、伊那市職員の旅費等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 41 号）及び伊那市職員の旅費支給等に関する規則（平成 18 年伊那市規則第 33 号。）を準用し、同条例及び規則中、「市長」とあるのは「企業長」と、「市議会議長」とあるのは「企業団議会議長」と、「市」とあるのは「企業団」と、「市役所」とあるのは「在勤庁」と、「市内」とあるのは「在勤地内」と、「伊那市管内」とあるのは「企業団管内」と読み替えるものとする。

(用語の意義)

第 3 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在勤地 在勤庁の存する市町村の区域をいう。
- (2) 管内 伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村及び諏訪市後山区の区域をいう。

(旅費の特例)

第 4 条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 15 条第 3 項若しくは第 64 条の規定に該当する事由がある場合において、この規程による旅費の支給ができないとき、又はこの管理規程の規定により支給する旅費が、労働基準法第 15 条第 3 項若しくは第 64 条の規定による旅費又は費用に満たないときは、その職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその金額に満たない部分に相当する金額を旅費として支給する。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、旅費の請求及び支給等に関する様式、その他必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この管理規程は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 4 月 1 日規程第 1 号）

この管理規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 7 月 9 日規程第 1 号）

この規程は、平成 2 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 24 日規程第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の長野県上伊那広域水道用水企業団職員旅費規程の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分の旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 6 月 19 日規程第 2 号）

この規程は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規程第 2 号）

この規程は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。